

札幌市消防団自動車運用要領

平成19年4月1日 制定

平成23年4月1日 全部改正

1 趣旨

札幌市消防団自動車（以下「消防車」という。）の災害活動時に係る運用及び消防車の運転に係る研修・訓練については、この要領により運用を図るものとする。

2 運用

- (1) 災害出動は、消防団員2名以上（原則として1名以上は班長以上の階級の者とする。）が乗車したうえで、次のいずれかを満たした場合に行うものとする。

ア 現場最高指揮者又は当該災害場所を管轄する消防団長若しくは消防署長（以下「要請者」という。）からの要請があったとき。

イ 消防車により出車中に、管轄区域における災害を現認したときであって、119番通報により災害出動する旨を報告したとき。

- (2) 緊急走行（サイレンを鳴動し、かつ、赤色灯を点灯して走行することをいう。以下同じ。）は、要請者からの指示があった場合に行うものとする。ただし、前(1)イの場合において、上席の消防団員が緊急走行をする必要があると認めたときは、この限りでない。

- (3) 災害対応時は、赤色灯を点灯しておくものとする。

3 安全管理

- (1) 消防車の運用に当たっては、乗車員全員で安全確認を行い、事故防止に努めること。
- (2) 交通法規を遵守し、特に緊急走行時は優先通行権を過信せず、赤信号や見通しの悪い交差点での一時停止による安全確認を確実に行うとともに、拡声器を利用した他車両及び歩行者への注意喚起を行うこと。

4 研修・訓練

- (1) 要綱第13条第2項第3号に規定する研修・訓練については別表のとおりとする。
- (2) 研修・訓練の講師は、座学及び運転技術については外部機関が実施する緊急自動車の運転に関しての講習や安全運転講習を受講した者を、積載資器材取扱については積載する資器材の取扱いを熟知した者を充てることを基本とする。
- (3) 消防車を所管する消防団長は、消防車を運転する消防団員以外の所属団員に対しても交通安全に係る研修及び積載資器材の取扱い訓練を実施するものとする。
- (4) 要綱第13条第1項に規定する機関員等については、概ね1年に1回を目処に、別表に準じた研修又は訓練を実施するものとする。

(別表)

種 類	研修項目	時 間	備 考
座 学	緊急自動車に関する法令	3 時間	
	事故事例		
	車両整備に係る基礎知識		
運転技術	日常点検要領 走行時の安全運転と安全確認	3 時間	消防学校の走行訓練場 を利用しての走行訓練 などを実施
積載資器材取扱	救助器具取扱・点検要領	3 時間	
	小型ポンプによる揚水・放水		
	その他資器材の取扱・点検要領		